

平成30年度第12回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月27日(水) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮嶋	智也
副主幹	石原	慎也
主任主事	窪田	武将

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

11番 原 恵子 1番 小林 徳博

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 事

- 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 議案第20号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第21号 2020年度税制改正要望について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第12回の総会を開催したいと思います。出席委員は、全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

3月6日に椎茸の植菌教室がありました。ご協力いただいた方はありがとうございました。3月11日には人農地プラン検討会がありまして、町としてのプランを公表するというものです。検討会の前に担い手の方々と座談会で集積、高度利用等について話し合うというものがあります。どの市町村でも若い担い手が少ないという問題があります。人農地プランや農業委員会もそうですが、対策ができていければと思います。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第12回総会の議事録署名委員につきましては、11番原恵子委員、1番小林委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

NO1からNO4すべて同一の被相続人からの相続となっており、2月22日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を2月27日付で発行しております。以上です。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、二宮町役場の北側にある市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして、NO2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、たまご薬局の北側にある市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上です。

**【議長】**

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第18号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1について倉持委員、お願いします。

**【委員】**

3月13日に山西・川勾地区農業委員および事務局で現地確認をいたしました。申請地は、道路挟んで向かい側の宅地造成に伴う道路拡幅での転用であり、道路を拡幅する事での周辺農地への影響はないと思われるため、転用はやむを得ないと思われま

**【議長】**

す。お疲れ様でした。続きまして、NO2について野谷茂委員、お願いします。

**【委員】**

3月13日に山西・川勾地区農業委員および事務局で現地確認をいたしました。申請地の北側は歯医者、東・南側は申請者の農地、西側は道路となっており、転用による周辺への影響はないと思われるため、転用はやむを得ないと思われま

**【議長】**

す。お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第18号関係資料をご覧ください。

NO1になります。1ページの許可申請書をご覧ください。本案件は道路を挟んで向かい側の筆の宅地造成に伴う道路拡幅による転用となっております。工事期間について

は、許可日から7月30日の予定となっています。

2ページ、3ページをご覧ください。当該地は、1月総会で農地造成による一時転用で諮った農地の一部になっておりまして、場所は二宮西中学校の北側に位置する川匂337-1の一部となっています。

4ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地北側の譲渡人が所有する宅地を7区画に宅地分譲するに当たり、前面道路を5メートルに拡幅する必要があります。既存の道路側から約1メートル道路をつくり、側溝を設置するという事で周辺への排水の影響はないと思われまます。

続きましてNO2になります。8ページの許可申請書をご覧ください。本案件は分家住宅建築による農地転用となっております。転用の理由としましては、譲渡人の子である譲受人は現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い住宅が手狭になったことでの住宅の建築となっております。工事期間は許可日から9か月の予定となっております。

9ページ、10ページをご覧ください。当該地は、釜野の湘南デンタルクリニックの南側に位置する山西1263-3の1筆となっております。

11ページの土地利用計画図をご覧ください。排水計画は、前面道路に雨水・汚水ともに排水となっており、日照についても平屋建てであること及び、北側は歯医者、西側は道路、東側・南側は譲渡人所有地であり、北東に位置する農地所有者からは同意書ももらっていることもあり、影響は少ないと思われまます。

市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっていきます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

#### 【委員】

NO1の農地について、第10回総会で諮り許可相当ということで議決されましたが、転用が許可された農地について再度、道路を設置するという申請は必要であるのか教えていただきたい。

#### 【事務局】

前回お諮りしたのは一時転用ということで、造成期間中耕作ができないという転用の申請になっておりまして、先般完了したという報告をいただいております。今後はその農地の一部を道路として永久期間使うという事での申請となっております。

**【委員】**

今後、開発分譲があった場合のために教えていただきたいのですが、道幅はどういった理由で5メートル必要なのですか。

**【事務局】**

開発の前面道路の幅員については、その土地の状況で変わってきます。基本的に最少で4.5メートルですが、ここについては行き止まりの道路であること、入口部分に隅切りが取れずYの字になっていること、7軒が建つことという状況から5メートルとなっております。造成をする側が売りやすいように更に広い道とする場合も有ります。基本的には4.5メートル以上であれば許可がおりることとなります。

**【議長】**

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「許可相当とする」といたします。

続きまして、議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第19号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。露木委員、お願いします。

**【委員】**

3月13日に一色地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、一色の西峯に位置する農地1筆および林ノ脇に位置する農地2筆の、計3筆2,922㎡となっております。対象地は、管理されており、今後も中間管理機構が借り受け、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第19号関係資料をご覧ください。

本議案は地権者と中間管理機構である神奈川県農業公社の貸借についての案件となっております。当該地の中間管理機構への貸し付けは新規で、中間管理機構からの借り受け予定者は新規就農者の方となっております、人農地プランの座談会にも出席されている方です。

中間管理機構から借り受け予定である方が耕作する農地についても農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認できており、特段問題はないと思われま

す。地権者から中間管理機構への貸し出しについての案件になりますが、中間管理機構からの貸し付け先も含め総合的に判断していただければと思います。以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

続きまして、議案第20号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第20号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。倉持委員、お願いします。

**【委員】**

3月13日に山西・川匂地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地は山西字松ヶ久保の1筆となっております、農地として適正に利用されておりました。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、議案第20号関係資料をご覧ください。対象地は梅沢の山西字松ヶ久保に位置する市街化区域の農地1筆となっております。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

過去の農地パトロールの結果および先ほど報告がありました3月13日の現地確認からも対象地は適正に耕作・管理されていると思われま。以上、ご審議をよろしくお願ひします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。それではお諮りします。議案第20号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」ことといたします。

続きまして、議案第21号2020年度税制改正要望について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第21号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第21号関係資料をご覧ください。2020年度税制改正要望につきまして、事前にご意見をうかがい、まとめさせていただきました。要望は1件で、「相続税の評価額を売買価格に見合った額への見直し」という内容となっております。

なお今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを県農業会議に報告し、県農業会議は各農業員会の要望を取りまとめ、県へ要望する流れとなっております。以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第21号2020年度税制改正要望について、賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会